

内閣部会
次第

平成18年6月2日（金）
党本部101号室 8:00～

○開 会

木村 勉 内閣部会長

○挨 捧

甘利 明 政調会長代理

○議 事

皇位継承制度の在り方に関する議論の中間的な整理（素案）
について

— 質 疑 応 答 —

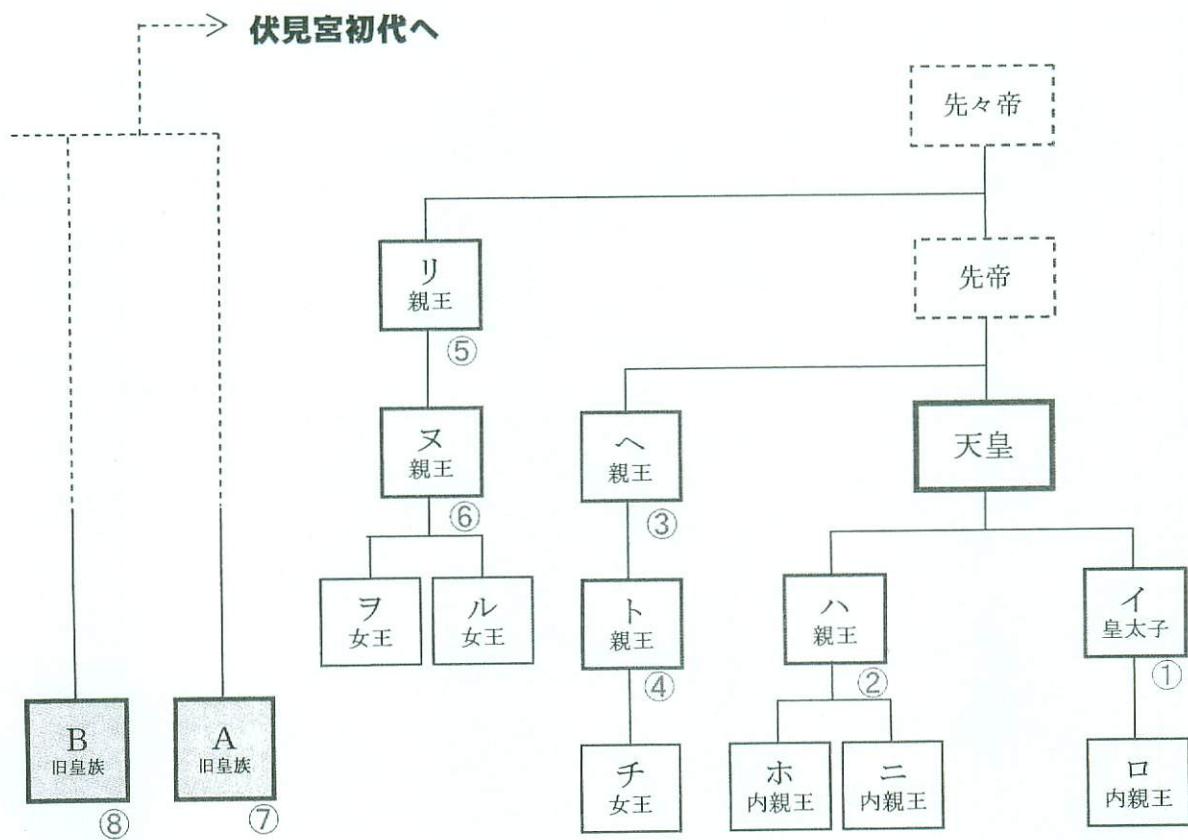
○閉 会

資料

1. 男系維持の場合の皇位継承順位 P. 1
 〈1〉旧皇族の復帰（単純復帰）の場合（仮想図）
 〈2〉養子の場合（仮想図）
2. 女子・女系に拡大する場合の皇位継承順位 P. 3
 〈1〉皇位継承順位の考え方
 〈2〉皇室典範に関する有識者会議 報告書（抜粋）
- 皇室の構成 P. 6

1. 男系維持の場合の皇位継承順位

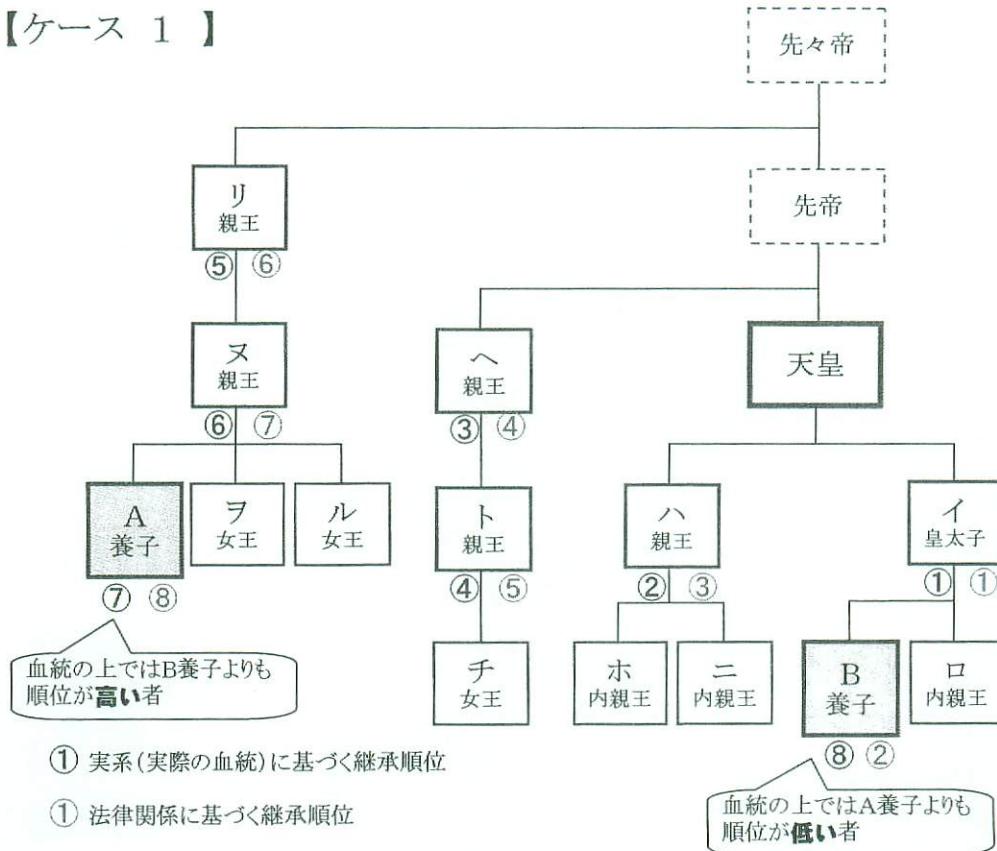
<1>旧皇族の復帰（単純復帰）の場合（仮想図）



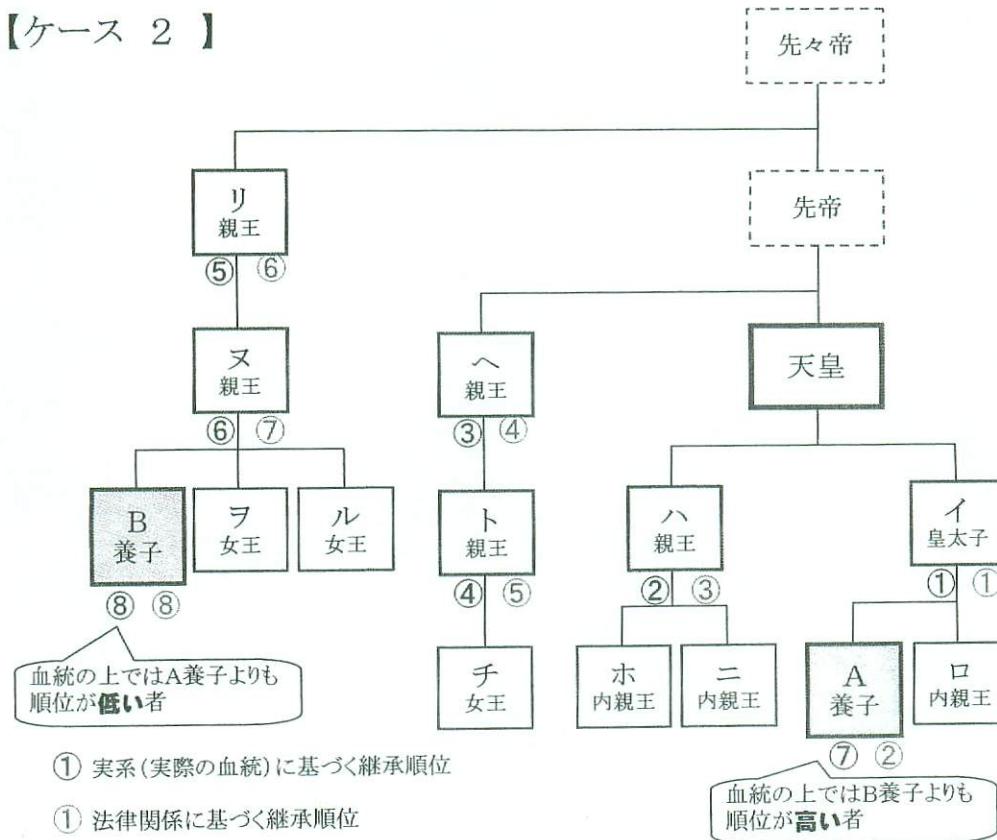
1. 男系維持の場合の皇位継承順位

<2> 養子の場合（仮想図）

【ケース 1】



【ケース 2】



(注) 明治典範では、制定前に行われていた養子の継承順位については実系によると規定されていた。

2. 女子・女系に拡大する場合の皇位継承順位

<1> 皇位継承順位の考え方

考え方	系図例（説明の便宜のための架空のもの）	特徴等
①長子優先	<p>Diagram illustrating the Imperial Succession Order (Imperial House) for the four scenarios. The tree shows the Imperial Household (天皇) at the top, followed by the Imperial Family (皇室), the Imperial House (皇室父系), and the Imperial House of the Prince (皇叔父系).</p> <ul style="list-style-type: none"> 天皇 (Emperor): Direct descendants (直系) are labeled へ (He) ⑥, 二 (Ni) ④, and イ (I) ①. 先帝 (Late Emperor): Descendants include ル (Ru) ⑪, ヲ (Oo) ⑫, チ (Chi) ⑧, ワ (Wa) ⑬, リ (Li) ⑨, ハ (Ha) ③, ニ (Ni) ④, ハ (Ha) ⑥, ハ (Ha) ⑦, ハ (Ha) ⑧, ハ (Ha) ⑨, ハ (Ha) ⑩, and 口 (O) ②. 皇室 (Imperial Family): Descendants include ヲ (Oo) ⑫, チ (Chi) ⑧, リ (Li) ⑨, ト (To) ⑦, ハ (Ha) ③, ハ (Ha) ⑦, and 口 (O) ②. 皇室父系 (Imperial House): Descendants include ル (Ru) ⑪, ヲ (Oo) ⑫, チ (Chi) ⑧, ワ (Wa) ⑬, リ (Li) ⑨, ハ (Ha) ③, ハ (Ha) ⑦, and 口 (O) ②. 皇叔父系 (Imperial House of the Prince): Descendants include ヲ (Oo) ⑫, チ (Chi) ⑧, ワ (Wa) ⑬, リ (Li) ⑨, ハ (Ha) ③, ハ (Ha) ⑦, and 口 (O) ②. 	<p>男女を区別せずに順位を設定</p> <p>○兄弟姉妹間では、出生順に継承順位が決まる。</p> <p>○男女を問わず直系子孫がいる限り、直系で世代間の継承が行われる。</p>
②兄弟姉妹間で男子優先	<p>Diagram illustrating the Imperial Succession Order (Imperial House) for the second scenario. The tree structure is identical to the first scenario, but the inheritance order is determined by gender within the family.</p>	<p>兄弟姉妹間で男子を優先して順位を設定</p> <p>○兄弟姉妹間で女子の後に男子（その女子の弟）が誕生した場合、その男子が優先され、順位が変動する。</p>
③男子優先	<p>Diagram illustrating the Imperial Succession Order (Imperial House) for the third scenario. The tree structure is identical to the first scenario, but the inheritance order is determined by gender within the family.</p>	<p>天皇の直系子孫（子や孫）であることよりも、男子や男系男子であること優先。</p> <p>○直系の女子（又は女子や女系男子）よりも傍系の男子（又は男系男子）が優先されるため、傍系への移動が起こりやすい。</p> <p>○傍系継承の場合、皇位継承前の継承順位に逆転が生じることがある。</p> <p>○傍系に男子（又は男系男子）が誕生した場合、直系の女子（又は女子や女系男子）よりも先順位となるため、順位が変動する。</p> <p>兄弟姉妹間でも女子の後に男子（その女子の弟）が誕生した場合、その男子が優先され、順位が変動する。</p> <p>○③の場合は、母（女性尊属）よりも、その男子（男性卑属）が上位となる。</p>
④男系男子優先	<p>Diagram illustrating the Imperial Succession Order (Imperial House) for the fourth scenario. The tree structure is identical to the first scenario, but the inheritance order is determined by gender within the family.</p>	<p>男系男子 女系男子 女子</p>

2. 女子・女系に拡大する場合の皇位継承順位

<2>皇室典範に関する有識者会議 報告書（抜粋）

III. 安定的で望ましい皇位継承の方策

2. 皇位継承順位

(2) 直系優先の原則と男子優先の原則

上記4つの考え方の中では、①、②が、天皇の直系子孫をまず優先するものであるのに対し、③、④は直系、傍系を問わず、まず男子又は男系男子を優先するものである。

この点に関しては、

- 皇位継承の在り方としては、過去から現在まで伝えられてきた皇位を将来につないでいくことが重要であり、この過去から将来への連続を象徴する形として、親から子に、世代から世代へと伝わる直系継承が最もふさわしい。国民の側から見ても、親から子への継承が最も自然なものと認識される。
- 皇位継承者は、天皇の役割を継承する存在であり、天皇の身近で生まれ、成長された皇族であることが望ましい。
- 皇位継承資格を嫡出子に限定する制度や少子化という状況の下では、直系子孫の中に男子が不在という状況は決して稀なことではなく、③、④の制度をとると、傍系の継承により天皇の系統が比較的頻繁に移転する結果となることが想定される。その場合、お代替わりにより従前の継承順位が変動するなど複雑な制度となり、また、皇位の安定性という意味でも好ましくない。③の制度の場合は、母親よりもその子（男子）の方が継承順位が上位になることとなり、世襲の在り方として不自然である。
- 伝統的にも直系継承が多数を占めている。

ことなどから、まず、直系を優先する制度、すなわち、①「長子優先」又は②「兄弟姉妹間男子優先」が望ましい。

(3) 「長子優先」と「兄弟姉妹間男子優先」

皇位継承順位については、国民が、将来の天皇として、幼少時から、期待をこめてそのご成長を見守ることのできるような、分かりやすく安定した制度であることが求められる。そのことは、ご養育の方針が早い段階で定まるということにもつながる。

このような観点から、「長子優先」と「兄弟姉妹間男子優先」とを比較

すると、「兄弟姉妹間男子優先」の場合、男女の出生順によっては皇位継承順位に変動が生じ得ることとなり、国民の期待やご養育の方針が定まりにくいという結果をもたらす。これは、長子たる女子（姉）の後に男子（弟）が誕生した場合、弟が姉よりも先順位となることに由来するものであり、このことは、現行制度のように皇嗣（皇位継承第1順位者）たる皇子を皇太子とすると、皇太子が交代する事態が生じ得ることを意味するものである。

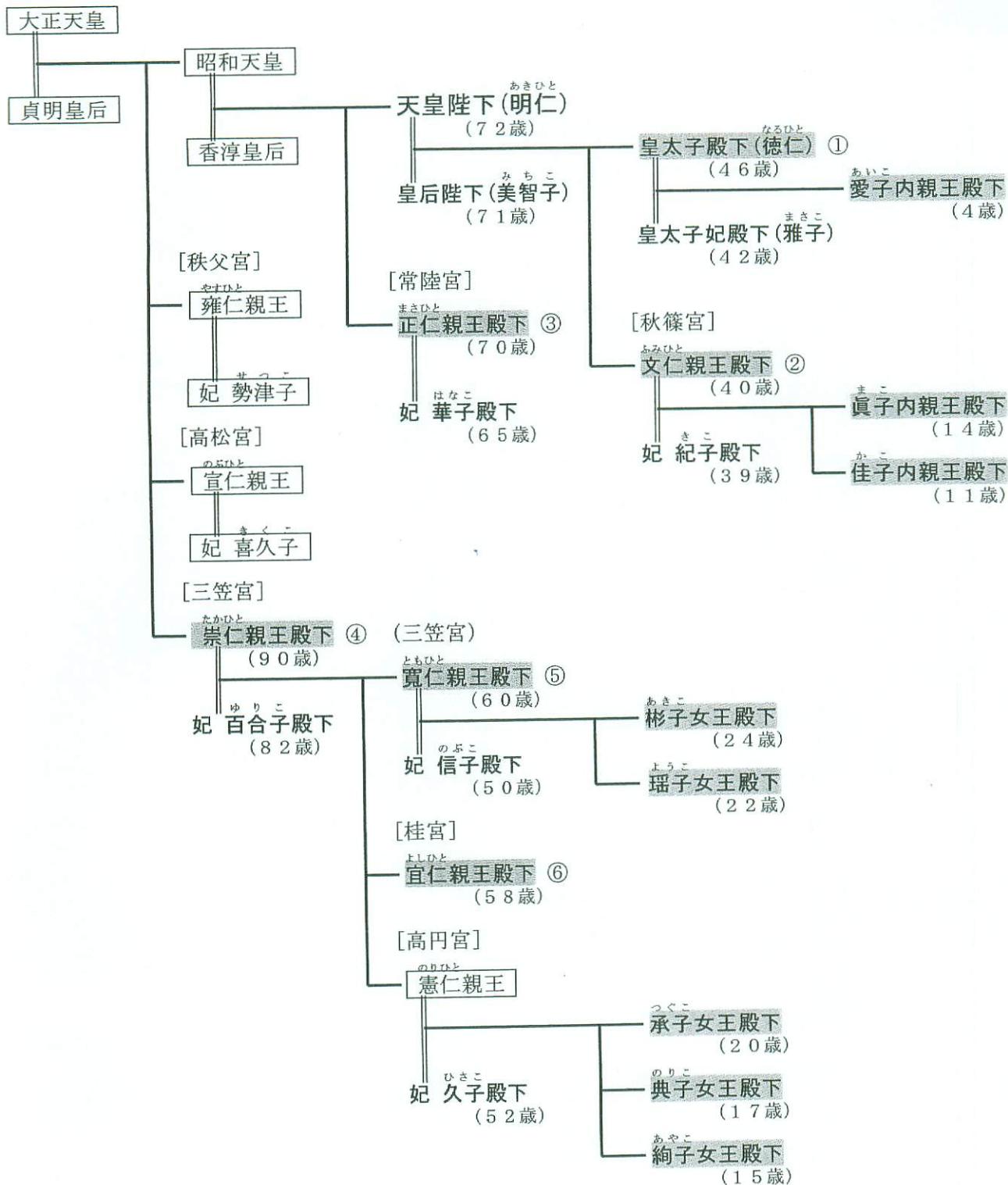
しかも、兄弟姉妹間に生じ得る年齢差を考えると、このような不安定な期間が相当程度継続することがあり得ると考えなければならない。

これに対し、「長子優先」の場合、出生順に皇位継承順位が決まることから、制度として分かりやすく、また、国民の期待やご養育の方針も早期に定まるという点で優れている。

国民が、天皇が男性であることになじんでいる面はあるとしても、以上のような意味での安定性は、最大限に尊重されることが望ましい。

したがって、天皇の直系子孫を優先し、天皇の子である兄弟姉妹の間では、男女を区別せずに、年齢順に皇位継承順位を設定する長子優先の制度が適当である。

皇室の構成(平成18年4月1日現在)



* なお、天皇陛下第1皇女子清子内親王殿下は、平成17年11月15日、ご結婚のため皇族の身分を離れられた。

- 【凡例】
- ア) □ は、崩御又は薨去された方
 - イ) 皇室の構成は、天皇陛下及び皇族方21方で、全体では22方
 - ウ) ■ は、皇族男子(6方)。①～⑥は皇位継承順位)
※皇太子殿下よりご年少の方は秋篠宮殿下のみ。
 - エ) ■ は、天皇及び親王の子である皇族女子(8方)
※8方すべてが皇太子殿下よりご年少。
※皇族女子は、婚姻により皇族の身分を離れる。
 - オ) は、婚姻により皇族となられた方〔皇后陛下・妃殿下方〕(7方)

皇位継承制度の在り方に関する議論の中間的な整理（素案）

平成18年月日

自由民主党内閣部会

1. 内閣部会においては、本年2月以来 回にわたって、皇位継承

制度の在り方について、勉強会を行ってきた。

これまでの勉強会においては、「皇室典範に関する有識者会議」が昨年11月に提出した報告書について、政府から説明を求めた後、4人の識者からそれぞれの意見をうかがい、各回ごとに質疑や意見交換を行った。その過程で、様々な観点からの意見が述べられたが、皇位継承制度の在り方については、大別すると2通りの考え方方が明らかにされた。

ひとつは、現行制度の男系男子による皇位継承をあくまでも維持すべきであり、具体的な方法としては、昭和22年に皇籍離脱した、いわゆる旧皇族やその子孫の男系男子について、皇籍復帰を図るべきであるとする考え方である。

いまひとつは、現行の男系男子による継承を安定的に維持することは困難であり、女子や女系の皇族も皇位を継承できるように

するという考え方である。

これらの意見の概要は、別紙のとおりである。

2. 以上のような皇位継承制度の在り方についての意見の相違は、

国家観や歴史観を巡る考え方や皇位継承に関する国民意識のとら

え方などの相違を背景としているものと見られ、合意形成は必ず

しも容易ではない。しかしながら、いずれの立場に立つとしても、

大方の意見は、今後、安定的な皇位継承を維持していくためには、

現在の皇室典範に定める皇位継承制度の見直しが必要であると認

めており、引き続き党内で検討を進める必要がある。

3. この中間整理を踏まえて、今後、党内の議論をさらに深めてい

くとともに、この中間整理が、広く国民の間で、皇位継承制度に

についての理解を深めていただく一助になることを願うものである。

男系維持の立場	女子・女系への拡大の立場
<p>1. 制度の骨格(主として、ヒアリングによる。)</p> <p>【皇位継承資格者の確保策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 昭和22年に皇籍離脱した元皇族及びその血統を引く男系男子に皇籍復帰していただく。 ○ 復帰対象者は、皇室会議が、年齢、皇籍離脱後の経歴、適切と考えられる人数等を慎重に考慮して選定したうえ、皇籍復帰をお願いする。 <p>※以上は、特別立法又は皇族概念の拡大(類推適用)による。</p> <p>【皇位継承順序等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 皇籍復帰した元皇族及びその男子子孫の皇位継承順序については、現行皇室典範第2条(皇位継承の順序)を適用。 ○ 必要な場合は諸般の条件(今上天皇との血縁の遠近等)を考慮し、皇室会議の議により継承順序を変更する。 ○ 復帰した男子と皇族女子との婚姻も考慮されるべき。 	
<p>【皇位継承資格者の確保策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 皇統に属する皇族女子やその子孫(女系の子孫)も皇位継承資格を有することとする。 ○ 皇族女子は婚姻後も皇室にとどまり、いわゆる女性宮家を設けることとする。 <p>【皇位継承順序等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 皇位継承順序については、以下の3つの考え方が明らかにされた。 <ul style="list-style-type: none"> ① 天皇の直系子孫をまず優先し、天皇の子の中では、男女を問わず長子とその子孫を優先する。 ② 天皇の直系子孫をまず優先し、天皇の子の中では、男子とその子孫を、女子とその子孫に優先する。 ③ 一定の範囲の皇族(例えば天皇の直系子孫)の中で、男子が率先して皇位につく制度とする。 <p>【女性天皇・女性皇族の配偶者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 女性天皇・女性皇族の配偶者の選定については、 	

	<p>以下の2つの考え方方が明らかにされた。</p> <p>① 配偶者の選定については法的規制をすべきではなく、本人の意思を最大限に尊重することが必要。</p> <p>② 旧皇族の中でも、特に明治天皇、昭和天皇の皇后が嫁がれた4宮家の男子の方々が、女性天皇・女性皇族の配偶者として、養子のような形で皇室に入り、皇族となられることが望ましい。</p>
--	--

2. 基本的な考え方

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 古代から一貫してきた男系による皇位継承を変更することは、国柄を変えること。歴史観・国家観と切り離して、天皇の制度を論じることはできない。 ○ 男系継承が125代維持されてきたことに価値がある。これは、誰も変えることのできないものであり、今後も男系継承を維持することを大前提とすべきである。そうした考え方方に立って、旧宮家の復帰を実現すべき。 ○ 伝統は理屈抜きの問題であり、その時々の国民世論にとらわれるべきではない。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 歴史観・国家観の違いを超えて、大半の国民は、象徴天皇の制度の安定的維持を願っており、その共通の願いを基礎として、皇位継承制度の在り方を考えるべきである。 ○ 側室を認めない以上、少子化の影響もあり、男系継承を維持することは著しく困難。世襲の天皇の制度を維持するためには、女系に拡大することが必要。男女平等のためではない。 ○ 象徴天皇の制度では、皇位継承制度も、広範な国民の理解を得られるものでなければならない。 |
|---|--|

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 天皇の正統性の根拠は、男系の血筋である。 ○ 女系天皇になると、不文法を根拠に、女系は正統性がないという裁判などの運動が激化し、天皇制廃絶につながる恐れがある。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 国会で正当に改正された皇室典範に則った女性・女系天皇の地位は、国民の広範な支持に基づくものであり、正統性が揺らぐことはない。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 女系の天皇になれば、血筋の上で、天皇と一般国民との間の区別がなくなり、国民は尊崇の念を抱けない。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 女子・女系の子孫も天皇の血統に属することは明らかであり、皇族として生まれ、皇室で成長された方に対し、国民は自然に敬愛の感情を抱く。 |

3. 将来における男系男子維持の可能性

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ かつては乳幼児死亡率が高く、男系継承維持のためには、側室からの出生を含め多くの子供が生まれることが必要であったが、現在では、乳幼児死亡率が低くなっているので、側室を置かなくても、男系継承について悲観することはない。 ○ 1人でも2人でも旧皇族の復帰が実現すれば、それにより、少なくとも今後、数十年間は男系継承が維持される。それ以上先の話は、その時までに考えればよいのであって、今、あわてて決めなければならないものではない。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 平均的に2人の子供が生まれ、その半分が男子であるとすれば、各世代の中の男系男子の比率は、$1/2$、$1/4$、$1/8$、$1/16$…と世代を経るごとに小さくなる。側室が否定されている今日、男系男子による継承の維持は著しく困難。 ○ 復帰の意思を有し、かつ皇族に相応しい方は旧皇族の中でもごく限られるのではないか。 ○ 旧皇族で男系男子があるのは11宮家から5家に減っている。たとえ旧皇族が復帰しても、資格を男系に限定する限り根本的解決にはならない。末永く皇位継承が安定する制度を目指すべき。 |
|--|--|

4. 傍系主義か直系主義か

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 歴史的には、直系に適格者がいない場合は、血縁が遠くても傍系の男系子孫が皇位を継承するという「傍系主義」により、男系継承を維持してきたのであって、今後もこれを維持すべき。○ 全て自分の子で継承していくという「女性・女系主義」「直系主義」は、伝統に反する。皇位はその時々のロイヤルファミリーの独占物ではない。 | <ul style="list-style-type: none">○ 天皇から皇太子へ、さらにはそのお子様へと、直系で継承されることが、国民に最もわかりやすい自然な世襲の在り方で、広範な国民の理解と支持を基礎とする象徴天皇の制度に相応しい。○ 直系継承は天皇の身近で成長された方が皇位を継ぐということであり、それによってこそ、皇室の文化や心構えも継承される。 |
|---|---|

5. 旧皇族復帰に対する国民の理解等

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 旧宮家は、何かあれば皇位を継承するために、世襲親王家として、600年間続いてきた家系。戦後、GHQの圧力で皇籍離脱を余儀なくされたもので、皇統の危機に際して復帰するのは当然。○ 男系の血筋である限り、血縁が遠いことは問題にならない。○ 旧宮家の復帰は、基本的には伝統を守るためのものであり、国民の理解は2次的な問題。よく説明すれば、国民の理解も得られる。 | <ul style="list-style-type: none">○ 旧皇族は、今上陛下との共通の祖先が600年前の貞成親王まで遡る遠い血筋。戦後の特殊な状況の中で臣籍降下したものではあるが、旧皇室典範の下でも、いずれ臣籍降下されることとなっていた方々。○ 旧皇族は、離脱後60年近く経過し、多くの国民は皇族であったことを知らず、皇族として自然に受け入れることは困難。旧皇族が復帰した場合、国民の皇室離れが生じることが危惧される。 |
|---|---|

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 歴史にならって、現在の内親王等と旧宮家男子との婚姻により、傍系と本系を近づけるという方法もある。旧宮家の一部に、明治天皇、昭和天皇の皇女が嫁いでいることにも留意すべき。
 ○ 旧宮家の復帰に当たっては、皇室会議で、年齢、経歴など諸般の事情を考慮して、皇族にふさわしい方を選定すればよい。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 女系の血縁に意味を見出すのであれば、現在の女性皇族が皇位を継承する方がはるかに自然。また、結婚に関しては、当事者の意思を尊重すべきであり、その強制はできない。
 ○ 皇籍復帰に関しては、復帰対象者の選定、その意思確認などにおける客観性・透明性の点で問題が大きく、主觀が入りやすい。 |
|---|--|

6. 皇族と国民の身分の峻別

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 皇籍復帰は歴史上異例というが、皇籍復帰の例は少なくなく、問題はない。 ○ 平安時代の宇多天皇は、皇籍に復帰後、皇位を継承された。
 ○ 旧皇族は、現在でも皇室との交際があるなど特別な存在であり、君民の別を曖昧にすることにはならない。
 ○ 一般国民の男子が配偶者として皇室に入ることの方が、よほど国民と皇族の身分の差を曖昧にする。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 皇籍復帰は、歴史上異例で、皇族と国民との区別を曖昧にし、天皇・皇族の地位の貴さを損なう。 ○ 宇多天皇の例は、直系の皇子で、離脱後3年で復帰した特殊なもの。時代背景等も異なる。
 ○ 旧皇族の復帰といっても、年齢を考えると、実際上は離脱後民間人として生まれたその子孫が復帰することになり、君民の峻別原則に反する。
 ○ 一般国民男子が婚姻により皇族となるのは、現在一般国民女子が婚姻により皇族になるのとまったく同じ。 |
|--|---|

7. 宮中祭祀

- | | |
|--------------------------|---|
| ○ 女系天皇では、祖先を祀る宮中祭祀はできない。 | ○ 歴史上の女性天皇も宮中祭祀を行っており、また、女系天皇も皇統に属する以上、問題はない。 |
|--------------------------|---|

8. 皇位継承順位

- | | |
|--|--|
| ○ 基本的に、現行皇室典範第2条(皇位継承の順序)を適用するが、必要な場合は今上天皇との血縁の遠近等を考慮し、皇室会議の議により継承順序を変更する。 | ○ 安定性・整合性の点から長子優先がよい。
○ 国民の意識の上では、兄弟の中に男子があればその男子が跡を継ぐのが当然であり、長子優先には断固反対。 |
|--|--|